

平成 30 年 3 月 19 日

都道府県配置協議会・協会 各位
生産県配置団体 各位

一般社団法人全国配置薬協会事務局
(押 印 省 略)

消費税の軽減税率制度への対応について

平素、本会運営に対し格別のご協力をいただき、ありがとうございます。

このことについては、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることから、国においては、適用対象となる飲食料品等を取扱う事業者だけでなく、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者が関係するため、各関係府省庁では、各事業者団体の会員事業者等が円滑に準備を進めるべく、説明会等の開催要請及び説明講師の派遣等、周知・広報施策に取り組んでいるところです。

つきましては、本会といたしましても、同制度への円滑な対応を進めるため、別添のとおり資料を取りまとめ、送付するとともに、参考のため国税庁作成の説明用パンフレット（参考①）及び中小企業庁の軽減税率対策補助金（参考②）を添付いたしますので、会員への周知方をお願いいたします。